柏市生きもの多様性プラン改訂に係る部会について

**資料３**

１　根拠

　　柏市環境基本条例

　　第２６条　審議会は，臨時又は専門の事項を調査審議するため，

　　部会を置くことができる。

　　2　部会の委員は，審議会の委員その他の者のうちから市長が

　　指名し，又は委嘱する。

　　3　部会の委員の任期は2年以内で市長が必要と認める期間と

　　し，その補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

２　策定時の体制及び経過

(1) 生物部会委員

　　　１０名

　　　（環境審議会委員６名，市民団体の代表者及び市民４名）

(2) 策定経過

　　　H22.5.17　第１回環境審議会（諮問，部会委員選出）

　　　H22.7.30　第１回生物部会（部会長・副部会長選出，多様性

　　　　　　　　プランの構成等）

　　　H22.8.30　第２回生物部会（多様性プランの基本的な考え方，

　　　　　　　　将来像と基本方針）

　　　H22.9.30　第３回生物部会（多様性プランの基本的施策）

　　　H22.11.8　第４回生物部会（多様性プランの基本的施策）

　　　H22.11.24 第２回環境審議会（中間報告）

　　　H22.12.15 パブリックコメント

　　　～H23.1.7

　　　H23.2.3　 第５回生物部会（市民等からの意見について）

　　　H23.3.22　答申

３　改訂体制（案）

(1) 生物部会委員

　　　５～７名

(2) 審議回数

　　　環境審議会３回（諮問・部会委員選出，中間報告，答申）

　　　生物部会４回（改訂方針，将来像，施策等）